③　have “offer of services” qualifications for participating in the Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services tenders in the fiscal year 2017, 2018 and 2019, or those who shall be qualified as a participant in tenders, registered on the list of qualifying participants, and met the above qualifications by the time of tender.

④　have actual experience in the relevant matters

⑤　have the ability to reliably provide sufficient service

⑺　Date and location of tender briefing : 4 : 00 p.m. 26 September, 2018, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services head office 5F Conference Room

⑻　Time limit for tender : 3 : 00 p.m. 1 November, 2018

⑼　Date and location of opening the tender : 10 : 00 a.m. 12 November, 2018, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services head office 5F Conference Room

⑽　Contact point for the notice : Koujirou Kobayashi, Manager, Contract Section, Finance Department, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services, 2―1―3 Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0004 Japan, TEL : 03―3591―7441

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成30年9月12日

分任支出負担行為担当官

国立国会図書館関西館収集整理課長

関根　美穂

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　26

1　掲載日　平成30年8月23日（号外政府調達第159号）

2　訂正内容

１ページ３段目第１号３⑶中「平成30年10月15日」を「平成30年10月16日」に、１ページ４段目第１号５⑺中「12 : 00, October 15, 2018」を「12 : 00, October 16, 2018」に、２ページ２段目第４号１⑵中「平成30年刊行外国雑誌４」を「平成31年刊行外国雑誌４」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

平成30年9月12日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　髙田　昌行

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北中央自動車道　東根川橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約試行対象案件）

⑶　工事場所　福島県伊達市保原町富沢　地内

⑷　工事内容　東根川橋（ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋　橋長Ｌ＝236m）

・ＰＣ箱桁製作　１式、架設工　１式、橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年７月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,000㎥、鉄筋　約600ｔ、ＰＣ鋼材　約140ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑥　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。

⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑫　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、平成31年１月31日までの契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。